

令和3年 第4回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年4月15日（月）午後2時00分～午後2時42分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 1階 101・102会議室
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

8番 小野 伊八郎 9番 久保田 直宏

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第19号 現況証明(非農地証明)について
- (5) 議案第20号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の選任について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時5分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。8番 小野伊八郎 委員、9番 久保田直宏 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和3年第3回定例総会から本日の令和3年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、資料1の下に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長

続いて、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読) 以上です。

議長

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員

[ありません]の声あり

議長

質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求め。令和3年4月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和3年4月16日公告予定分を朗読)

以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第16号の案件につきましては、7番委員・15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。これからの進行につきましては、14番工藤妙子委員をお願いします。

(とき、午後2時13分)

14番委員

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

14番委員

質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

14番委員

挙手全員により、「議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

14番委員

7番委員・15番委員の入室を認めます。

(とき、午後2時14分)

議長

ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時15分)

議長 それでは、再開します。
 (とき、午後2時16分)

議長 次に「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
 「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」
 (議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。4月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は市外在住で体調が悪く、入退院を繰り返しているため、申請地近くに住む弟に生前贈与したいと思い譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、245アールとなり、下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第17号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第17号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
 これから採決します。議案第17号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。4月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●株式会社執行役員 水力開発総合事務所長 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。軸丸発電所は大正9年に運転を開始し、昭和29年の増強工事を経て65年が経過しており、設備の老朽化が著しく進行していることから、発電所の総合更新を計画しています。工事実施にあたっては大型の工事車両を使用するため、既存の狭い道路を拡幅する必要がありますが、既設道路の山側には所有者不明地があり協議が出来ず、農地側に道路を拡幅する以外の方法がないため、必要最低限の農地を工事用仮設道路用地として一時転用の申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第18号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第18号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第18号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第19号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第19号 現況証明(非農地証明)について」
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

事務局

なお、番号2番及び番号3番の2案件については、これまで例のない案件ですので補足説明いたします。住宅の敷地に付随する土地において、花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について、国から2つの条件を満たせば、申請地が現在耕作されていたとしても「農地」には該当せず、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、農地法の許可を受ける必要はないとの通知があります。2つの条件の内1つ目は、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であること、2つ目は、申請地の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象とならないことです。簡単に言いますと、住宅の敷地の中にある家庭菜園を指します。通常、農地の所有権移転を行う際は、農地法第3条による許可が必要となりますが、第3条の許可は下限面積要件等の7項目を満たす必要があります。住宅の敷地から独立して取引ができない土地まで下限面積要件の対象としてしまうと、住宅は名義変更ができて農地だけが名義変更できずに取り残され、利活用することができない土地になってしまうことが大半だと想定されますので、そのような場合についての例外として出された通知となっています。後ほど審査報告委員から、この説明に照らし合わせた申請地ごとの判断として、地区審査会の審査結果の報告がありますので、よろしく願います。

以上、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員

三重の工藤幸市です。4月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条許可を取得せず転用を行った土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は駐車場用地となっているため申請したものです。判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号2番及び番号3番の2案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員

三重の久保田直宏です。4月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、狭小かつ住宅の敷地との関係等から独立して取引の対象となり得ないため申請したものです。判断基準は、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ない土地に該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、狭小かつ住宅の敷地との関係等から独立して取引の対象となり得ないため申請したものです。判断基準は、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地が

ごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ない土地に該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 19 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

4 番委員 4 番の木村です。先ほど説明のあった「ごく小面積」という規定には、具体的な面積の要件はあるのでしょうか。

事務局 県から示されている通知の中には、具体的な面積の数値は示されていませんが、一般的に考えて住宅の敷地の中にある家庭菜園のことを指していますので、家を売買する際に併せて庭にあたる部分も、野菜が植わっていても農地ではないと取り扱って良いと通知が出ております。

4 番委員 それは農業委員会で判断していいということでしょうか。

事務局 道路等に面していて、住宅とセットでなくても農地単独で取引の対象となる形状であれば、この項目には該当しないのですが、住宅の敷地内であって、その農地だけを切り離して取引できないと判断できれば、この項目に該当するとなっています。

4 番委員 ありがとうございます。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査基準は、議案第 19 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これより採決します。議案第 19 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 19 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 20 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局から公募の状況等について説明を求めます。

事務局 それでは説明します。別紙議案書をご覧ください。
「議案第 20 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の選任について」
(議案書のとおり朗読)

事務局 農地利用最適化推進委員の公募状況について説明します。
豊後大野市農地利用最適化推進委員については、農業委員会法で農業委員会が任命する、さらに、推進委員が失職、または辞任により欠員が生じた場合は、要綱に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充を行う、となっています。また、推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない、となっています。今回募集した地区は、大野町の十時、杉園、後田北、後田南を担当地区としています。同地区からの推薦、募集をいたしました。先月の定例総会議案で、前任者の辞職の同意をいただき、翌3月16日から4月5日まで市ホームページ、掲示板で公募したところです。推薦により1名の申出がありました。1名は、大野町の東部地区に居住の、今村修明氏、61歳、兼業農家であります。事務局では推薦書を確認させていただき、農地利用最適化推進委員に該当することを確認しました。営農状況につきましては、所有農地が370aです。兼業農家のため、ほとんどの農地を小作に出しておりますが、農地は良好に管理されています。
以上報告します。

議長 事務局の説明が終わりました。農業委員会法に「推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。」となっています。農地利用最適化推進委員の委嘱についてご意見はございませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、「議案第 20 号 豊後大野市農地利用最適化推進委員の選任について」は、原案のとおり決定します。後ほど、委嘱状を交付いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和3年第4回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後2時42分)

議事録署名委員 8番委員 小將 伸一郎

〃 9番委員 久保田 直晃